

(政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)

第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から平成三十六年十二月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第一百九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（第一号又は第二号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、第四号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から第八十六条の四までの規定により同号の候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。）で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号に規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第百八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一
一
四
省
略
2
5
6

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)

第四十一条の十九 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる株式会社（以下この項において「特定新規中小会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める株式（以下この項において「特定新規株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をした場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居

(政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)

第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から平成三十一年十二月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第一百九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（第一号又は第二号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、第四号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から第八十六条の四までの規定により同号の候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。）で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号に規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第百八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一
一
四
同
上
2
5
6

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)

第四十一条の十九 同 上

住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定新規中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときににおける当該株主その他の政令で定める者であるものを除く。）がその年中に当該払込みにより取得をした特定新規株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定新規株式」という。）の取得に要した金額として政令で定める金額（当該金額の合計額が千万円を超える場合には、千万円）については、所得税法第七十八条（同法第一百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定を適用することができる。この場合において、同法第七十八条第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）に規定する特定新規株式を同項に規定する払込みにより取得（同項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした場合」と、同項第一号中「の額」とあるのは「の額及びその年中に取得をした租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額」と、同条第四項中「控除は」とあるのは「控除（租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による控除を含む。）は」とする。

一 省 略

二 第三十七条の十三第一項第三号に掲げる指定会社 当該指定会社に

より発行される株式

三・四 省 略
2・3 省 略

（国外所得金額の計算の特例）

第四十一条の十九の五 省 略

2・3 省 略

4 居住者のその年の前年の一の国外事業所等との間の内部取引（当該居住者がその年において当該一の国外事業所等を有することとなつた場合には、その年の当該一の国外事業所等との間の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又はその年の前年の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該居住者のその年の

一 同 上

二 第三十七条の十三第一項第四号に掲げる指定会社 当該指定会社に

より発行される株式

三・四 同 上
2・3 同 上

（国外所得金額の計算の特例）

第四十一条の十九の五 同 上

2・3 同 上

当該一の国外事業所等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一 省 略

二 内部取引（無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（無形資産に係る権利の設定その他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

5

国税庁の当該職員又は居住者の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は居住者に同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（第十三項において準用する第四十条の三の三第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するため重要なと認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲においてその求めた書類若しくは提出がなかつたときに、当該居住者の同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するための準備に必要な書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに、当該居住者の同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するための準備に必要な書類若しくは提出が保存に代えて電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

一 同 上

二 内部取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

5

国税庁の当該職員又は居住者の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は居住者に同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するための準備に必要な書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに、当該居住者の同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するための準備に必要な書類若しくは提出が保存に代えて電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。) を検査し、又は当該帳簿書類(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

6

国税庁の当該職員又は居住者の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員は、居住者に同時文書化免除内部取引(第四項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。)に係る第一項に規定する独立企業間価格(第十三項において準用する第四十条の三の三第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。)を算定するため重要なと認められる書類として財務省令で定める書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又はその写しの提示又は提出がなかつたときに、当該居住者の同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するための提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該居住者の同時文書化免除内部取引に係る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

7 5 12 省略

13 第四十一条の十九の五第二項の規定により第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項各号

写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

6

国税庁の当該職員又は居住者の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員は、居住者に同時文書化免除内部取引(第四項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。)に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため重要なと認められる書類として財務省令で定める書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又はその写しの提示又は提出がなかつたときに、当該居住者の同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するための提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該居住者の同時文書化免除内部取引に係る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

7 5 12 同上

13 第四十一条の十九の五第二項の規定により第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項各号

第四十条の三の三第五項	第二項各号	第四十一条の十九の五第二項の規定により第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項各号
第四十条の三の三第五項	第三項	第四十一条の十九の五第二項の規定により第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項各号
第四十条の三の三第五項	第三項	第四十一条の十九の五第二項の規定により第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項各号

第四十条の三の三第五項	前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引	第四十一条の十九の五第五項に規定する同時文書化対象内
第四十条の三の三第五項	第三項	第四十一条の十九の五第五項に規定する同時文書化対象内

第一項に	として財務省令	として同条第五項に規定する 財務省令	同条第一項に
所得税法第百六十 四条第一項第一号	所得税法第百六十 四条第一項第一号	所得税の額から控除する金額 につき所得税法第二条第一項 第四十三号	
イに掲げる国内源 泉所得につき同法	イに掲げる国内源 泉所得につき同法		
第一百六十五条第一 項の規定により同 法第二十二条の規 定に準じて計算し た金額又は同法第 五号に規定する純 損失の金額につき 同項第四十三号	第一百六十五条第一 項の規定により同 法第二十二条の規 定に準じて計算し た金額又は同法第 五号に規定する純 損失の金額につき 同項第四十三号		

項 目 及び同条第二十二 項	法 及び租税特別措置	同項の 第四十一条の十九の五第一項	所得税法第百六十 四条第一項第一号 イに掲げる国内源 泉所得につき同法 第一百六十五条第一 項の規定により同 法第二十二条の規 定に準じて計算し た金額又は同法第 二条第一項第二十 五号に規定する純 損失の金額	所得税の額から控除する金額

又は租税特別措置	及 び同法	同上	同上	同項第一号	同項第二号	同条第十三項において準用す る前項第二号	同条第十三項において準用す る前項第一号
又は租税特別措置法第四十一 条の十九の五第十三項(国外) 所得金額の計算の特例)にお いて準用する同法	及 び同法	同上	同上	同上	同上	同条第十三項において準用す る前項第二号	同条第十三項において準用す る前項第一号

第四十六条項 第四十条の三の 第四項	省略	省略	省略	、当該非居住者	に係る第一項	の事業場等との の居住者とされる 者	非居住者の恒久的 施設と当該非居住 者	第四十条の三の 三第二十六項	第四十条の三の 三第二十五項	一号及び第二十 三項	第四十条の三の 三第二十二項第 一項及び第二十 三項	内部取引価格を第 一項
	省略	省略	省略	、当該居住者	に係る第一項 に係る第四十一条の十九の五	との	に所在する	居住者の第四十一条の十九の 五第一項に規定する事業場等 と当該居住者の同項に規定す る国外事業所等	租税特別措置法 租税特別措置法第四十一条の 十九の五第十三項（国外所得 金額の計算の特例）において 準用する同法	租税特別措置法 租税特別措置法第四十一条の 十九の五第十三項（国外所得 金額の計算の特例）において 準用する同法	第四十一条の十九の五第一項 に規定する内部取引の対価の 額とした額を同項	第四十一条の十九の五第一項 に規定する内部取引の対価の 額とした額を同項

同上	同上	同上	同上	同上	定する	に係る第一項に規 定する	同上	第四十条の三の 三第二十項	第四十条の三の 三第十九項	号及び第十七項	第四十条の三の 三第十六項第一 号及び第十七項	内部取引価格を第 一項に規定する独 立企業間価格
同上	同上	同上	同上	同上	に係る第一項に規 定する	に係る第四十一条の十九の五	同上	同上	同上	同上	第四十一条の十九の五第一項 に規定する内部取引の対価の 額とした額を同項	第四十一条の十九の五第一項 に規定する内部取引の対価の 額とした額を同項
同上	同上	同上	同上	同上	第一項に規定する	に係る第四十一条の十九の五	同上	同上	同上	同上	独立企業間価格	独立企業間価格

省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

(保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例)

第四十一条の二十の二 確定申告書を提出し、又は決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この項において同じ。）を受けた者（対象保険年金に係る保険金受取人等に該当する者に限るものとし、その者の相続人（包括受遺者を含む。）を含む。）は、当該申告書又は決定に係る年分の所得のうちに当該対象保険年金に係る所得が含まれることにより、当該申告書又は決定に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）が過大であるときは、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日から一年以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 対象保険年金 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等を除く。）又は損害保険契約等に基づく年金であつて、これらの年金に係る権利につき所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十四条の規定の適用があるものをいう。

二 保険金受取人等 次に掲げる者をいう。

イ 相続税法第三条第一項第一号に規定する保険金受取人

ロ 相続税法第三条第一項第五号に規定する定期金受取人となつた場合における当該定期金受取人

ハ 相続税法第三条第一項第六号に規定する定期金に関する権利を取得した者

二 相続税法第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する保険金受取人

ホ 相続税法第六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する定期金受取人

ヘ 相続税法第六条第三項に規定する定期金受取人

ト 相続、遺贈又は個人からの贈与により保険金受取人又は定期金受取人となつた者

三 生命保険契約等

生命保険契約（保険業法（平成七年法律第百五号

）第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約をいう。）その他これに類するものとして政令で定める契約をいう。

四 損害保険契約等

所得税法第七十七条第二項各号に掲げる契約その

他これに類するものとして政令で定める契約をいう。

三十 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法第五十八条及び第七十一条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）

第四十一条の二十三 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会若しくは東京パラリンピック競技大会（以下この項において「大会」という。）に参加をし、又は大会関連業務（大会の円滑な準備又は運営に關する業務をいう。第三項において同じ。）に係る勤務その他の人的役務の提供を行う非居住者で政令で定めるものの所得税法第百六十一条第一項第十二号イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間ににおける当該参加又は当該提供に係るものに限る。）については、所得税を課さない。

2

前項の非居住者の同項に規定する国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3

大会関連業務を行う外国法人で政令で定めるものが支払を受ける所得税法第百六十一条第一項第十一号に掲げる使用料で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十日までの間ににおいて行われる同号の業務に係るものに限る。）については、当該使用料が当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものである場合には所得税法第七条第一項第五号、第百七十八条及び第百七十九条の規定は適用しないものとし、当該使用料が当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものでない場合には所得税を課さないものとする。

4

第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第百六十六条の二第二項及び第二百三十二条の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

二 所得税法第二百三十三条の規定の適用については、同条中「規定する国内源泉所得」とあるのは、「規定する国内源泉所得（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）の規定の適用があるものを除く。）」とする。

（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例）

第四十二条の二 外国金融機関等が、振替債等に係る債券現先取引等（第一号から第三号までに掲げる債券に係る債券現先取引（所得税法第百六十一条第一項第十号に規定する政令で定める債券の買戻又は売戻条件付売買取引をいう。第三項及び第七項において同じ。）で政令で定める要件を満たすもの又は次に掲げる有価証券に係る証券貸借取引（現金又是有価証券を担保とする有価証券の貸付け又は借り入れを行う取引で政令で

（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例）

第四十二条の二 外国金融機関等が、振替債等に係る債券現先取引等（第一号から第三号までに掲げる債券に係る債券現先取引（所得税法第百六十一条第一項第十号に規定する政令で定める債券の買戻又は売戻条件付売買取引をいう。第三項及び第六項において同じ。）で政令で定める要件を満たすもの又は次に掲げる有価証券に係る証券貸借取引（現金又是有価証券を担保とする有価証券の貸付け又は借り入れを行う取引で政令で

定めるものをいう。同項において同じ。) で政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。) で外国金融機関等と特定金融機関等との間で行われるもの(当該取引が外国金融機関等のうち第七項第一号口に掲げるものとの間で行われるものである場合にあつては、当該取引が、当該外国金融機関等が金融商品取引法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業(以下この条において「金融商品債務引受業」という。)と同種類の業務として他の外国金融機関等(同号口に掲げる外国法人を除く。以下この項において同じ。)と特定金融機関等(第七項第二号口に掲げる法人を除く。)との間で行われた振替債等に係る債券現先取引等に基づく債務を引受け、更改その他の方法(以下この条において「引受け等」という。)により負担したことによるものである場合に限るものとし、当該取引が特定金融機関等のうち第七項第二号口に掲げるものとの間で行われるものである場合にあつては、当該取引が当該特定金融機関等が金融商品債務引受業として外国金融機関等と他の特定金融機関等(同号口に掲げる法人を除く。)との間で行われた振替債等に係る債券現先取引等に基づく債務を引受け等により負担したことによるものである場合に限るものとする。次項及び第十三項において「振替債等に係る特定債券現先取引等」という。)につき、特定金融機関等から所得税法第一百六十一条第一項第十号に掲げる利子の支払を受けの場合には、その支払を受ける利子(政令で定めるものを除く。)については、所得税を課さない。

定めるものをいう。同項において同じ。) で政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。) で外国金融機関等と特定金融機関等との間で行われるもの(当該取引が外国金融機関等のうち第六項第一号口に掲げるものとの間で行われるものである場合にあつては、当該取引が、当該外国金融機関等が金融商品取引法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業(以下この条において「金融商品債務引受業」という。)と同種類の業務として他の外国金融機関等(同号口に掲げる外国法人を除く。以下この項において同じ。)と特定金融機関等(第六項第二号口に掲げる法人を除く。)との間で行われた振替債等に係る債券現先取引等に基づく債務を引受け、更改その他の方法(以下この条において「引受け等」という。)により負担したことによるものである場合に限るものとし、当該取引が特定金融機関等のうち第六項第二号口に掲げるものとの間で行われるものである場合にあつては、当該取引が、当該特定金融機関等が金融商品債務引受業として外国金融機関等と他の特定金融機関等(同号口に掲げる法人を除く。)との間で行われた振替債等に係る債券現先取引等に基づく債務を引受け等により負担したことによるものである場合に限るものとする。次項及び第十二項において「振替債等に係る特定債券現先取引等」という。)につき、特定金融機関等から所得税法第一百六十一条第一項第十号に掲げる利子の支払を受けの場合には、その支払を受ける利子(政令で定めるものを除く。)については、所得税を課さない。

社債、株式等の振替に関する法律第八十八条规定する振替国債（第三項第一号において「振替国債」という。）、第五条の二第一項に規定する振替地方債又は同法第六十六条规定する振替社債（第五条の三第四項第七号イからリまでに掲げるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。）のうちその第五条の三第一項に規定する利子等の額若しくは第四十一条の十三の三第七項第八号に規定する償還金の額が当該振替社債等の発行者（第五条の三第二項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者の特殊関係者（振替社債等の発行者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。）に関する政令で定める指標を基礎として算定されるも

第三項において「振替国債」という。）、第五条の二第一項に規定する振替地方債又は同法第六十六条に規定する振替社債（第五条の三第四項第七号イからリまでに掲げるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。）のうちその第五条の三第一項に規定する利子等の額若しくは第四十一条の十三の三第七項第八号に規定する償還金の額が当該振替社債等の発行者（第五条の三第二項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者の特殊関係者（振替社債等の発行者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。）に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外

2 前項の規定は、同項の外国金融機関等（第七項第一号イに掲げる外国法人に限る。）が、次の各号に掲げる外国法人のいずれかに該当する場合及び前項の外国金融機関等（第七項第一号ロに掲げる外国法人に限る。）が金融商品債務引受業と同種類の業務として他の外国金融機関等（第七項第一号イに掲げる外国法人に限る。）と特定金融機関等（第七項第二号ロに掲げる法人を除く。）との間の振替債等に係る特定債券現先取引等（当該前項の外国金融機関等が支払を受ける同項に規定する支払を受ける利子に係るものに限る。）に基づく債務を引受け等により負担した場合における当該他の外国金融機関等が、次の各号に掲げる外国法人のいずれかに該当する場合には、同項の外国金融機関等が支払を受けた同項に規定する支払を受ける利子については、適用しない。

一 当該利子を支払う特定金融機関等（当該特定金融機関等（第七項第二号ロに掲げる法人に限る。）が金融商品債務引受業として外国金融機関等（同項第一号イに掲げる外国法人に限る。）と他の特定金融機関等（うち同項第二号ロに掲げる法人以外のものとの間の振替債等に係る特定債券現先取引等（当該利子に係るものに限る。）に基づく債務を引受け等により負担した場合には、当該他の特定金融機関等）の第六十六条の五第五項第一号に規定する国外支配株主等に該当する外国法人（所得税法第二条第一項第八号の四ただし書に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が國以外の締約国又は締約者その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対して当該情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国の法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。次項において「条約相手国等の法人」という。）を除く。）

二 省略

三 外国法人のその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この号において「本店所在地国」という。）において当該利子について外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この号において同じ。）が課されないこととされている場合（当該利子が本店所在地国以外の国又は地域に所在する営業所又は事務所（第七項及び第十項において「営業所等」という。）において行

2 前項の規定は、同項の外国金融機関等（第六項第一号イに掲げる外国法人に限る。）が、次の各号に掲げる外国法人のいずれかに該当する場合及び前項の外国金融機関等（第六項第一号ロに掲げる外国法人に限る。）が金融商品債務引受業と同種類の業務として他の外国金融機関等（第六項第一号イに掲げる外国法人に限る。）と特定金融機関等（第六項第二号ロに掲げる法人を除く。）との間の振替債等に係る特定債券現先取引等（当該前項の外国金融機関等が支払を受ける同項に規定する支払を受ける利子に係るものに限る。）に基づく債務を引受け等により負担した場合における当該他の外国金融機関等が、次の各号に掲げる外国法人のいずれかに該当する場合には、同項の外国金融機関等が支払を受けた同項に規定する支払を受ける利子については、適用しない。

一 当該利子を支払う特定金融機関等（当該特定金融機関等（第六項第二号ロに掲げる法人に限る。）が金融商品債務引受業として外国金融機関等（同項第一号イに掲げる外国法人に限る。）と他の特定金融機関等（うち同項第二号ロに掲げる法人以外のものとの間の振替債等に係る特定債券現先取引等（当該利子に係るものに限る。）に基づく債務を引受け等により負担した場合には、当該他の特定金融機関等）の第六十六条の五第五項第一号に規定する国外支配株主等に該当する外国法人（所得税法第二条第一項第八号の四ただし書に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が國以外の締約国又は締約者その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対して当該情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国の法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。次項において「条約相手国等の法人」という。）を除く。）

二 同上

三 外国法人のその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この号において「本店所在地国」という。）において当該利子について外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この号において同じ。）が課されないこととされている場合（当該利子が本店所在地国以外の国又は地域に所在する営業所又は事務所（第六項及び第九項において「営業所等」という。）において行

う事業に帰せられる場合であつて、当該国又は地域において当該利子について外国法人税が課される場合を除く。)における当該外国法人(前二号に掲げる外国法人を除く。)

う事業に帰せられる場合であつて、当該国又は地域において当該利子について外国法人税が課される場合を除く。)における当該外国法人(前二号に掲げる外国法人を除く。)

3 外国金融機関等以外の外国法人(条約相手国等の法人に限る。以下この条において「特定外国法人」という。)が、平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間ににおいて開始した振替国債等に係る債券現先取引(次に掲げる債券に係る債券現先取引で政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。)で特定外国法人と特定金融機関等(当該取引が第二号又は第三号に掲げる債券に係るものである場合にあつては、第七項第二号イに掲げる法人に限る。)との間で行われるもの(当該取引が特定金融機関等のうち同号口に掲げるものとの間で行われるものである場合にあつては、当該取引が、当該特定金融機関等が金融商品債務引受業として特定外国法人と他の特定金融機関等(同号口に掲げる債券に係る債券現先取引に基づく債務を引受け等により負担したことによるものである場合に限る。次項及び第十三項において「振替国債等に係る特定金融機関等(同号口に掲げる債券に係る債券現先取引に基づく債務を引受け等により負担したことによるものである場合に限る。)との間で行われた振替国債等に係る債券現先取引に基づく債務を引受け等により負担したことによるものである場合に限る。次項及び第十二項において「振替国債に係る特定債券現先取引」という。)につき、特定金融機関等から所得税法第二百六十一条第一項第十号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受けた振替国債等に係る利子(政令で定めるものを除く。)については、所得税を課さない。

3 外国金融機関等以外の外国法人(条約相手国等の法人に限る。以下この条において「特定外国法人」という。)が、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間ににおいて開始した振替国債に係る債券現先取引(振替国債に係る債券現先取引で政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。)で特定外国法人と特定金融機関等との間で行われるもの(当該取引が特定金融機関等のうち第六項第二号口に掲げるものとの間で行われるものである場合にあつては、当該取引が、当該特定金融機関等が金融商品債務引受業として特定外国法人と他の特定金融機関等(同号口に掲げる法人を除く。)との間で行われた振替国債に係る債券現先取引に基づく債務を引受け等により負担したことによるものである場合に限る。次項及び第十二項において「振替国債に係る特定債券現先取引」という。)につき、特定金融機関等から所得税法第二百六十一条第一項第十号に掲げる利子の支払を受ける場合は、その支払を受けた振替国債等に係る利子(政令で定めるものを除く。)については、所得税を課さない。

4 前項の規定は、同項に規定する支払を受ける利子の支払を受ける特定外国法人(適格外国証券投資信託(第五条の二第二項に規定する適格外国証券投資信託をいう。以下この項、次項及び第十項において同じ。)の受託者である特定外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき当該利子の支払を受ける場合における当該特定外国法人を除く。)が、当該利子を支払う特定金融機関等(当該特定金融機関等(二号口に掲げる法人に限る。)が金融商品債務引受業として特定外国法人と他の特定金融機関等のうち同号口に掲げる法人以外のものにつき当該利子の支払を受ける場合における当該特定外国法人を除く。)に基づく債務を引受け等により負担した場合には、当該他の特定金融機関等(以下この項において同じ。)の国外関連者(外国法人で、当人との間の振替国債に係る特定債券現先取引(当該利子に係るものに限る。)に基づく債務を引受け等により負担した場合には、当該他の特定金融機関等(以下この項において同じ。)の国外関連者(外国法人で、当該利子を支払う特定金融機関等との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出

4 前項の規定は、同項に規定する支払を受ける利子の支払を受ける特定外国法人(適格外国証券投資信託(第五条の二第二項に規定する適格外国証券投資信託をいう。以下この項、次項及び第十項において同じ。)の受託者である特定外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき当該利子の支払を受ける場合における当該特定外国法人を除く。)が、当該利子を支払う特定金融機関等(当該特定金融機関等(二号口に掲げる法人に限る。)が金融商品債務引受業として特定外国法人と他の特定金融機関等のうち同号口に掲げる法人以外のものにつき当該利子の支払を受ける場合における当該特定外国法人を除く。)に基づく債務を引受け等により負担した場合には、当該他の特定金融機関等(以下この項において同じ。)の国外関連者(外国法人で、当該利子を支払う特定金融機関等との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出

等。以下この項において同じ。」の国外関連者（外国法人で、当該利子を支払う特定金融機関等との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。）に該当する場合には、適用しない。

5| 第三項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である特定外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける第三項に規定する支払を受ける利子については、当該外国投資信託が適格外国証券投資信託である場合に限り、適用する。

10| 9| 8| 7| 6| 省略 省略 省略 省略 省略
省略

非課税適用申告書の提出をする外国金融機関等又は特定外国法人は、その提出をする際、その経由する特定金融機関等の営業所等の長に当該提出をする者の法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類（第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該書類及び適格外国証券投資信託の受託者である特定外国法人に該当することを証する書類として財務省令で定める書類）を提示しなければならないものとし、当該特定金融機関等の営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに適格外国証券投資信託の名称並びに当該適格外國証券投資信託に係る第五条の二第二項の記載）を当該政令で定める書類により確認しなければならないものとする。

資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。）に該当する場合には、適用しない。

9| 8| 7| 6| 5| 同上 同上 同上 同上 同上

非課税適用申告書の提出をする外国金融機関等又は特定外国法人は、その提出をする際、その経由する特定金融機関等の営業所等の長に当該提出をする者の法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該特定金融機関等の営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地を当該書類により確認しなければならないものとする。

11| 非課税適用申告書を提出した外国金融機関等又は特定外国法人が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（外国金融機関等（第七項第一号ハ又はニに掲げる外国法人に限る。以下この項において「外国中央銀行等」といふ。）にあつては、第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合）には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該非課税適用申告書の提出をする際に経由した特定金融機関等

10| 非課税適用申告書を提出した外国金融機関等又は特定外国法人が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（外国金融機関等（第六項第一号ハ又はニに掲げる外国法人に限る。以下この項において「外国中央銀行等」といふ。）にあつては、第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合）には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該非課税適用申告書の提出をする際に経由した特定金融機関等

から特定利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該各号に定める申告書（外国中央銀行等にあつては、第一号に定める申告書。以下この項において同じ。）を当該特定金融機関等を経由して第八項に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に定めた申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に当該特定金融機関等から支払を受ける特定利子については、第一項及び第三項の規定は、適用しない。

一・二 省略

- 12 第九項及び第十項の規定は、前項各号に定める申告書の提出について準用する。この場合において、第九項中「前項」とあるのは「第十一項」と、「非課税適用申告書が同項」とあるのは「同項各号に定める申告書が前項」と、第十項中「非課税適用申告書の」とあるのは「次項各号に定める申告書の」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該各号に定める申告書」と、「本店又は」とあるのは「本店若しくは」と、「（同項）」とあるのは「又は変後の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（第五項）と、「所在地並びに」とあるのは「所在地又は変更後の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地並びに」と、「の名称」とあるのは「の名称又は変更後の名称」と読み替えるものとする。
- 13 特定金融機関等は、非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等又は特定外國法人が当該特定金融機関等から支払を受ける特定利子に係る振替債等に係る特定債券現先取引等又は振替国債等に係る特定債券現先取引につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの取引に係る契約が締結された日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 14 非課税適用申告書の提出期限その他第一項から第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（支払調書等の提出の特例）

- 第四十二条の二の二 第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十五項又は第三十七条の十四の二第二十七項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書（以下この条において「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十

から特定利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該各号に定める申告書（外国中央銀行等にあつては、第一号に定める申告書。以下この項において同じ。）を当該特定金融機関等を経由して第七項に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に定めた申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に当該特定金融機関等から支払を受ける特定利子については、第一項及び第三項の規定は、適用しない。

一・二 同上

- 11 第八項及び第九項の規定は、前項各号に定める申告書の提出について準用する。この場合において、第八項中「前項」とあるのは「第十項」と、「非課税適用申告書が同項」とあるのは「同項各号に定める申告書が前項」と、第九項中「非課税適用申告書の」とあるのは「次項各号に定める申告書の」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該各号に定める申告書」と、「本店又は」とあるのは「本店若しくは」と、「（同項）」とあるのは「所在地又は変後の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地」とあるのは「所在地又は変更後の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

- 12 特定金融機関等は、非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等又は特定外國法人が当該特定金融機関等から支払を受ける特定利子に係る振替債等に係る特定債券現先取引等又は振替国債等に係る特定債券現先取引につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの取引に係る契約が締結された日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 13 非課税適用申告書の提出期限その他第一項から第五項まで及び第七項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（支払調書等の提出の特例）

- 第四十二条の二の二 第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十項又は第三十七条の十四の二第二十七項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書（以下この条において「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十

十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれららの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

一・二 省略

2 調書等を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十五項若しくは第三十七条の十四の二第二十七項に規定する税務署長（次項において「所轄の税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。

3 調書等を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄の税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十五項又は第三十七条の十四の二第二十七項の規定及び第一項の規定にかかるらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書等の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

4 第一項又は前項の規定により行われた記載事項の提供及び第二項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十五項又は第三十七条の十四の二第二十七項の規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定並びに第九条の四の二第三項から第七項まで、第二十九条の二第九項から第十三項まで、第三十七条の十一の三第十二項から第十六項まで、第三十七条の十四第三十七項から第四十一項まで、第三十七条の十四の二第二十三項から第三十六項まで及び次条の規定を適用する。

二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれららの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

一・二 同上

2 調書等を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十項若しくは第三十七条の十四の二第二十七項に規定する税務署長（次項において「所轄の税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。

3 調書等を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄の税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十項又は第三十七条の十四の二第二十七項の規定及び第一項の規定にかかるらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書等の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができます。

4 第一項又は前項の規定により行われた記載事項の提供及び第二項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十項又は第三十七条の十四の二第二十七項の規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定並びに第九条の四の二第三項から第七項まで、第二十九条の二第八項から第十二項まで、第三十七条の十一の三第十二項から第十六項まで、第三十七条の十四第三十二項から第三十六項まで、第三十七条の十四の二第二十九項から第三十三項まで及び次条の規定を適用する。

(罰則)

第四十二条の三 省 略

2・3 省 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 省 略

二 第九条の四の二第二項に規定する上場証券投資信託等の償還金等の支払調書、第二十九条の二第六項に規定する特定新株予約権の付与に関する調書若しくは同条第七項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書、第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第三十七条の十四第三十五項に規定する報告書又は第三十七条の十四の二第二十七項に規定する報告書をこれらの調書若しくは報告書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調書若しくは報告書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

三 第八条の四第四項若しくは第五項に規定する通知書、第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第三十七条の十四の二第二十八項に規定する報告書若しくは第四十一条の十二の二第八項若しくは第九項に規定する通知書をこれらの通知書若しくは報告書の交付の期限までにこれららの規定に規定する居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者若しくは支払を受ける者に交付せず、若しくはこれらの通知書若しくは報告書に偽りの記載をして当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者若しくは支払を受ける者に交付した者又は第八条の四第六項、第三十七条の十一の三第九項、第三十七条の十四の二第二十九項若しくは第四十一条の十二の二第十項の規定による電磁的方法により偽りの事項を提供した者

(罰則)

第四十二条の三 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 同 上

二 第九条の四の二第二項に規定する上場証券投資信託等の償還金等の支払調書、第二十九条の二第五項に規定する特定新株予約権等の付与に関する調書若しくは同条第六項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書、第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第三十七条の十四第三十項に規定する報告書又は第三十七条の十四の二第二十七項に規定する報告書をこれらの調書若しくは報告書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調書若しくは報告書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

三 第八条の四第四項若しくは第五項に規定する通知書、第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書若しくは第四十一条の十二の二第八項若しくは第九項に規定する通知書をこれらの通知書若しくは報告書の交付の期限までにこれららの規定に規定する居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者若しくは支払を受ける者に交付せず、若しくはこれらの通知書若しくは報告書に偽りの記載をして当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者若しくは支払を受ける者に交付した者又は第八条の四第六項、第三十七条の十一の三第九項、第三十七条の十四の二第二十九項若しくは第四十一条の十二の二第十項の規定による電磁的方法により偽りの事項を提供した者

(罰則)

第四十二条の三 省 略

2・3 省 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 省 略

四 正当な理由がないのに第八条の四第六項ただし書、第三十七条の十一の三第八項ただし書、同条第九項ただし書、第三十七条の十四の二第二十九項ただし書若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書の規定による請求を拒み、又は第八条の四第六項ただし書に規定する通知書、第三十七条の十一の三第八項ただし書若しくは同条第九項ただし書に規定する報告書若しくは第三十七条の十四の二第二十九項ただし書に規定する報告書若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書に規定する通知書に偽りの記載をしてこれらの規定に規定する居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者若しくは支払を受ける者に交付した者

四 正当な理由がないのに第八条の四第六項ただし書、第三十七条の十一の三第八項ただし書、同条第九項ただし書若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書の規定による請求を拒み、又は第八条の四第六項ただし書に規定する通知書、第三十七条の十一の三第八項ただし書若しくは同条第九項ただし書に規定する報告書若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書に規定する通知書に偽りの記載をしてこれらの規定に規定する居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者若しくは支払を受ける者に交付した者

は恒久的施設を有する非居住者若しくは支払を受ける者に交付した者

五 第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第三十七条の十一

の三第十二項、第三十七条の十四第三十二項若しくは第三十七条の十

四の二第三十二項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九条の四の二第三項、第二十九条の二第九項、第三十七条の十一

の三第十二項、第三十七条の十四第三十二項又は第三十七条の十四

二第三十二項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

557 省略

第一節 中小企業者等の法人税率の特例

第四十二条の三の二 次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等（普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて法人税法第六十六条第六項各号若しくは第一百四十三条第五項各号に掲げる法人又は次条第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）の平成二十四年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については

、同欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

二 一般社団法人等（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並	一 省 略	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
二 一般社団法人等（法人税法第六十六条第二項	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
百分の十九	百分の十五				

五 第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第三十七条の十一

の三第十二項、第三十七条の十四第三十二項若しくは第三十七条の十

四の二第二十九項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第三十七条の十一

の三第十二項、第三十七条の十四第三十二項又は第三十七条の十四

二第二十九項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

557 同上

第一節 中小企業者等の法人税率の特例

第四十二条の三の二 次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等（法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この項において「普通法人」という。）のうち各事業年度終了の時ににおいて同法第六十六条第六項各号及び第一百四十三条第五項各号に掲げる法人に該当するものを除く。）の平成二十四年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

二 一般社団法人等（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並	一 同 上	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
二 一般社団法人等（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上				

2

四省略	三 公益法人等（前号に掲げる法人を除く。）又は協同組合等（第六十八条第一項に規定する協同組合等を除く。）	法人税法第六十六条第三項	びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。）又は同法以外の法律によつて公益法人等とみなされているもので政令で定めるもの
省略	百分の十九	百分の十九（各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十五）	
省略	百分の十九（各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十五）	百分の十九（各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十五）	
省略	百分の十九（各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十五）	百分の十九（各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十五）	

2

四同上	三 公益法人等（前号に掲げる法人を除く。）又は法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（第六十八条第一項に規定する協同組合等を除く。）	同法第六十六条第三項	びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。）又は同法以外の法律によつて公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。）とみなされているもので政令で定めるもの
同上	同上	同上	
同上	同上	同上	
同上	同上	同上	